

## 第6章 方法書の意見についての事業者の見解



## 第6章 方法書の意見についての事業者の見解

### 6.1 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

「第4章 方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要」に対する事業者の見解は、表6.1-1に示すとおりである。

表6.1-1 方法書についての環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解

分類	意見内容	見 解
その他	<p>エスタ（元そごう跡地）を解体後の建て替えて、北5西1・西2地区の新しいビルの商業施設もエスタという名前ですか。それとも、商業施設の名前も名称変更になるのでしょうか。北5西1・西2地区の新しいビルの商業施設の名称は「札幌〇〇〇〇（旧札幌エスタ）」ですか。それとも、ビルの名前は未定ですか。</p> <p>北5西1・西2地区の商業施設にあるビックカメラ、ユニクロ、ジーユー、ゲームセンター、レストランフロア、屋上はそらのガーデンも入りますか。近くの食品街も入る予定ですか。</p>	<p>新ビルの名称については、現時点では未定です。事業の進捗に応じて、今後決定してまいります。</p> <p>また、商業施設に入居するテナントなどについても現時点では未定です。</p>

## 6.2 市長の意見についての事業者の見解

「第5章 方法書についての市長の意見」に対する事業者の見解は、表6.2-1(1)～(2)に示すとおりである。

表6.2-1(1) 市長の意見に対する事業者の見解

分類	意見内容	見 解
総論	<p>(1) 環境影響評価の着実な実施について 本方法書において選定した環境影響評価項目について、適切に調査、予測及び評価を実施するとともに、環境影響評価準備書に具体的に記載すること。また、計画段階環境配慮書に対する札幌市長からの意見の内容についても着実に実施すること。</p> <p>(2) 累積的影響について 当該対象事業実施区域の周辺では、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）事業及び北8西1地区第一種市街地再開発事業が実施中である他、（仮称）札幌駅南口北4西3地区第一種市街地再開発事業が環境影響評価手続中であり、これら他事業と本事業に伴う累積的影響が懸念される。 このため、特に先行事業との累積的影響については、可能な範囲において情報等の収集に努めたうえで、調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>(3) 環境影響評価の手法の選定等に係る事項に変更が生じた場合の対応について 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の手法の選定等に係る事項に変更すべき事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の手法等の見直しを行うなど適切に対応すること。なお、そのように至った経緯については、環境影響評価準備書において明らかにすること。</p>	<p>(1) 環境影響評価準備書の作成にあたっては、環境影響評価方法書において選定した環境影響評価項目について、適切に調査、予測及び評価を実施し、具体的な記載となるよう努めます。また、計画段階環境配慮書に対する札幌市長からの意見について、着実に実施するよう努めます。</p> <p>(2) 環境影響評価準備書の作成にあたっては、周辺地域における開発事業との累積的影響にも配慮し、可能な範囲において情報等の収集に努め、予測及び評価を実施します。</p> <p>(3) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の手法の選定について変更の必要が生じた場合、見直しを行うなど適切に対応するとともに、見直しの経緯を記載するよう努めます。</p>
各論	<p>(1) 大気質及び温室効果ガスについて 本事業では、地域冷暖房施設としてボイラーの他にコージェネレーションシステムを設置することにより、事業区域以外の周辺地域へ熱供給を行い、地域全体における大気質への負荷が低減されるとしているが、大気質への負荷及びエネルギー負荷の削減効果をうたう場合は、周辺地域でのエネルギー利用の見込みも示したうえで、具体的に明示すること。</p> <p>(2) 景観について 景観への影響の調査、予測及び評価に当たっては、フォトモンタージュ作成において、先行する北4西3地区での再開発事業等も併せて再現した結果を示すこと。また、調査地点の選定に当たっては、人の多く集まる場所という観点からも行うこと。</p>	<p>(1) 本事業では地域冷暖房施設を設置し、地域全体としての大気質への負荷の低減を計画しています。 大気質への負荷及びエネルギー負荷の削減効果、並びに周辺地域でのエネルギー利用の見込みについては、現時点で可能な範囲で明示するよう努めます。</p> <p>(2) 景観への影響の調査、予測及び評価に当たっては、フォトモンタージュ作成において、先行する北4西3地区での再開発事業等も併せて再現した結果を示してまいります。 また、調査地点の選定にあたっては人の多く集まる場所という観点も踏まえ選定しています。</p>

表6.2-1(2) 市長の意見に対する事業者の見解

分類	意見内容	見 解
各論	<p>(3) 生態系について 事業による生態系への影響の調査、予測及び評価に当たっては、例えば、対象事業実施区域内にこれまで生息していなかった生物種等の工事実施による非意図的侵入など、都市空間における生物相の変化なども考慮に入れること。また、緑化が生態系に与える影響を調査、予測及び評価する際は、事業で実施する緑化の位置を具体的に示すとともに、創成川や道庁赤レンガ庁舎前庭等、周辺地域との生態系とのつながりも考慮に入れること。</p>	<p>(3) 生態系の予測評価においては、「札幌市緑の保全と創出に関する条例」の「緑化の留意点と参考となる事例」に基づき、都市部・寒冷地での生育環境、近隣配慮を十分考慮しつつ、北海道、札幌という地域を特徴づける種や、市街地環境に適応する樹種、四季を通じて緑の魅力が楽しめる樹種なども考慮した樹木選定などを検討していくとともに、本事業における緑化の位置を示し、創成川や道庁赤レンガ庁舎前庭等周辺地域との生態系のつながりも考慮してまいります。</p>
	<p>(4) 廃棄物等について 循環型社会構築の取組として、建設時及び事業活動中における廃棄物の削減のみならず、リサイクル製品の利用や省エネルギー、高度リサイクルのための取組も可能な範囲において示すとともに、それらを市民にわかりやすく紹介する仕組みを検討すること。</p>	<p>(4) 循環型社会構築の取組として、工事中の廃棄物の削減、リサイクルに努めてまいります。また、可能な範囲でリサイクル製品の使用などを検討するとともに、市民に分かりやすく紹介する仕組み、例えばパネル掲示による取り組みの解説・見える化などについても検討していきたいと考えております。</p>
	<p>(5) その他 ア 対象事業実施区域内における施設配置計画や駐車場計画等について 本事業の目的は、「札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想」の基本方針である「道都札幌の玄関口にふさわしい新たなシンボル空間の創出」に示した各整備方針に沿って街並みを形成することであるところ、本事業に係る環境影響を評価するには、次に掲げる項目に係る諸元を示すことが重要となるから、これらを可能な範囲で具体的に示すこと。 (ア) 施設配置計画及び建築計画（周辺街区との空間的な接続方法、基壇部（特に1、2階の外壁部分）の視覚的な開放度） (イ) 駐車場計画（駐車場の出入口の位置及び駐車台数） (ウ) 自動車動線計画（バスターミナルビルの出入口の位置及び台数） (エ) 自転車動線計画（公共駐輪場の整備位置等） (オ) 歩行者動線計画（各交通モードからの乗換時における動線確保に関する考え方） (カ) 緑化植栽計画（当該建築物の緑化植栽計画において周辺緑地との連続性を示すこと） イ 隔地駐車場の計画について 隔地駐車場については具体的な位置を想定したうえで、駐車場に向かう想定ルートやアクセス情報も踏まえて示すこと。</p>	<p>(5) 環境影響評価準備書の作成にあたっては、「札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想」の基本方針を踏まえた「街並みの形成」に沿う施設配置計画や駐車場計画等について、可能な範囲で具体的に示してまいります。 また、隔地駐車場については具体的な位置を想定したうえで、駐車場に向かう想定ルートやアクセス情報も踏まえて示してまいります。</p>

